

## 第5回宇城市子ども子育て会議議事録

1. 開催日時 平成26年11月11日(火)15:00～16:50

2. 会 場 宇城市役所 新館1階 第4会議室

3. 出席委員 8名(敬称略)

出川委員 中島委員 藤田委員 島村委員 岡田委員 飽本委員 篠崎委員  
中野委員

欠席委員 7名(敬称略)

白井委員 木脇委員 入江委員 梶本委員 吉田委員 外村委員 福田委員

4. 傍聴者 なし

5. 会議次第

(1)会長あいさつ

(2)議事

①第4回会議の議事録について

会議事質疑回答について(預かり保育事業・認可外保育施設)

事務局より資料に基づき説明

○会長:預かり保育事業については次の議題(3)でお話しいたします。認可外保育についての今の事務局の報告に質問等はありませんか。

○委員:次年度はこの1施設以外は、新制度に伴う利用施設は認可されない、希望するところもないということで間違いはないですか。

○事務局:間違いありません。

②利用定員について【資料1】

事務局より資料に基づき説明

○委員:利用定員の最終確認について情報が錯綜しています。県にも確認しましたが、弾力運用については次年度について完全禁止ではなく、考慮するということでした。前回の条例策定のときにも質問しましたが、市は完全にダメということではないという県と同じ回答をいただきました。各園が出した利用定員はマックスの数字ではなく利用定員をベー

スにした数字ですが、弾力運用が完全に禁止というのであれば園を集めて説明してもらわないと解釈が、園によってバラバラで正確なものではないと思います。もう1点は、公立は定員が変わらないのでしょうか。

○事務局：利用定員は、4月はなるべく実情に応じた設定をしていただき、どうしても待機児童の入所が必要であれば、弾力運用も認めるとしています。説明は要望があればしたいと思います。公立の戸馳保育園は、実情に応じて定員の減と捉えていただきたいと思います。

○会 長：認定こども園の2は、幼稚園だったところが認定こども園になったということですね。現在定員0から135になっているのはどういうことですか。

○事務局：利用定員は保育部分のみなので、1号認定は除いているということです。

○委 員：認定こども園の一番の良さは、年度の途中でも2号に移れたり、逆に1号に戻れたりするところです。私たちもそういう方たちのために利用定員数に幅を持たせました。短い期間での予定設定だったので、不安がありました。

○委 員：1号2号に対して施設基準の差はないですね。

○事務局：はい。

○委 員：定員内の中で、1号から2号など移るのは、定員上問題ないのではないですか。

○委 員：何号何名ではなく、何歳児何名と細かく定員を求められたので、不安に思いました。

○事務局：県の調査をそのまま聞きました。基本的には1号認定の人数、2号認定の人数で枠があります。

○委 員：おそらく県は、横割りの学年のクラスの人数、1部屋の面積に対する人数を確認されていると思います。

○委 員：2号の定員が超えていて、1号の定員が満たされていなくても園の中で弾力という形になりますよね。

○事務局：園の中では大丈夫だと思います。

○会 長：3・4・5歳より、3号の0・1・2歳は年齢できちんと人数が必要だということだと思います。県の方針でデータを出すので、市はこういう形で出していくことになると思います。

○委 員：代表者名の職名は何を書けばよかったですでしょうか。

○事務局：県の方からは特に指示はありませんでした。

○会 長：家庭的保育室は場所を移動してつくられたということですが、環境として大丈夫と認められたんですね。

○事務局：職員が実際に確認に行き、施設・環境・面積・保育士資格も問題ありません。

○会長：家庭的保育室は、数が少なく人の目も少ないので、外から見えない部分が多いので、どこかと連携するなど定期的な丁寧な関わりをもたないといけないと思います。何かルールはつくっているのでしょうか。

○事務局：今から取り組んでいきたいと思います。初めての事業ですので、指導監査、研修会の案内をしていきたいと思います。連携については、連携施設を見つけようと思います。

○委員：監査はあるということですか。

○事務局：はい。

○委員：年度途中の入所の措置として、弾力運用ができるのであれば安心できます。

### ③子ども・子育て支援事業計画(素案)について【資料2】

※子ども・子育て支援事業計画に係る量の見込み及び確保方策について(修正案)

#### 事務局より資料に基づき説明

○委員：P2 1～2歳児の利用ニーズを満たさない場合には29年度までに解消できるように施設の拡充をとっていますが、現施設の利用定員の見直しで解消していくのか、家庭的保育等が増えたときはニーズを満たすまで認可していくのか、市としてはどういうスタンスでいくのですか。

○事務局：今の段階ではあくまでも予定ですが、小規模保育や家庭的保育を積極的に進める方向ではなく、あくまでも現施設を活かしながら、それでも解消できない場合に増やす方向で考えています。

○委員：仮に新設の認定こども園を建てる申請があった場合はどうなりますか。

○事務局：公立保育園の見直しを行うので民間への移譲を考えていきたいと思います。

○委員：新設ではなく、現在施設を優先で行うと認識してよろしいですか。

○事務局：申請があれば、今ある現有の公立の施設の移譲を考えています。

○会長：これについて保育計画はたっているのですか。

○事務局：計画策定中です。

○委員：このマイナスの資料が公表されると、全国展開している所が申請を出してくると思いますが、市としての基準が計画に明記されているとしないのでは違ってくると思います。

○会長：今保育計画を立てているということなので、市の方針が出されたりするかもしれないですが、いつ立てられますか。

○事務局：公共施設の見直し方針案が示されていて、9月議会でも市長の答弁で公立保育園の民営化を直接述べられました。来週18日私立社会福祉法人の理事・園長等に原案をもって説明する予定です。公立7園の民営化、社会福祉法人民営化移譲として動き始めたばかりです。委員から指摘のあった部分にも理論武装したいと思います。

○事務局：市としても幼稚園が認定こども園に変わられるのは全く問題ありません。

○委員：それはそれとして、民営化は49人確保していくのはどこかの定員数の枠を0・1・2歳児に広げた施設として民営化するということですか。

○事務局：いいえ、公立保育園の民営化ということです。この会議は民営化を議論する場ではないので、ご理解してほしいと思います。技術的な話はこれからすすめていくつもりです。

※子ども・子育て支援事業計画素案について

事務局より資料に基づき説明

○会長：子育て支援事業計画はこのままですか。名前も大切です。

○事務局：それも含めて。

○会長：子ども・子育て支援事業計画は、次世代計画を引き継ぐ形の位置づけになると思います。次世代のものを取り込んで1つの計画になっていく必要があるかと思います。P2の「計画の性格と位置づけ」にも子ども・子育て支援法と次世代の計画を併せ持つ性格としています。次世代の土台に作っていく形になると思っているのですが、如何ですか。

○事務局：今度の支援計画に係る部分を次世代計画から引き継いでいく形になります。

○会長：次世代の性格を併せ持っていくのですね。その部分はここには入っていないのですか。どこには入っているのですか。計画内容にありますか。

○事務局：次世代計画のダイジェスト版を次回の資料として送ります。

○会長：基本視点もここで話し合われるのですね。視点と目標は事務局提案なので、会議で検討して、それが具体化したら事業が展開されるということです。次回までに確認していただきたいと思います。この基本的視点はどこから引き継いできたのですか。

○事務局：次世代計画ではなく、国の計画からです。

○会長：基本理念を市独自で話し合うのですね。視点と理念と目標を話し合うことが大事で、それから事業展開ですね。

○委員：読むときの視点としては、数年間のベースとして、その期間の計画としてどうあるべきかと思えばいいのですね。

○会長：計画の期間は5年を目途に、この期の子どもたちのためのプランはこれでいいのかとい

う視点。その視点を加えて目標ができて、目標達成のためにどういう事業展開をすべきか、そして事業計画の達成具合がわかります。まずは基本理念・目標・視点が大事です。ここで話し合うことが大事なので、次回までにご意見をいただきたいと思います。事務局と意見に対するやり取りがあつて目標が決まっていくということです。この基本目標はどこから来るのですか。

○事務局：国の計画です。

○会 長：次世代はどこに入れたらいいのですか。

○コンサル：今回の事業計画のつくりには何種類かやり方があります。1つは、次世代育成支援行動計画をベースにして、事業計画を入れ込む形。2つめは、あくまで子ども・子育て支援事業計画がベースで、次世代育成支援行動計画は部分的に引き継ぐ形。3つめは、完全に次世代計画から切り離し、子ども・子育て支援事業計画だけの形。大体この3つになります。宇城市の前回の次世代育成支援後期行動計画は、育児の社会化の視点を入れて、成果指標をふんだんに盛り込んだもので、行政だけではなく家庭や地域の取組を含めた計画となっています。今回これをどう引き継ぐかについては、事務局でも議論がありました。前回の行動計画では、アンケート調査結果を基に評価指標と数値目標が設定されていますので、見直しにあたってはその達成状況の検証が必要であり、その検証は本来アンケート調査に基づいて行うものです。しかし、昨年度のアンケート調査には、評価指標を検証するための設問が入っていません。国のニーズ調査のボリュームが大きかったためですが、評価指標の検証という視点が欠けているので、見直しがやりにくいという事情があります。そういうこともあり、今回の計画については、子ども・子育て支援事業計画をベースにして、次世代計画の中で引き継げるものをピックアップして盛り込む形で作られています。子ども・子育て支援事業計画は子ども・子育て支援法に必須記載事項と任意記載事項が示されていますが、第3章の1～4が必須記載事項、5、7、8が任意記載事項、そのどちらにも当てはまらないものとして、6に母子保健事業を盛り込んでいます。従って、計画の構成は違いますが、次世代育成支援後期行動計画の施策項目のうち主だったものについては、ある程度今回の計画にも引き継がれていると思います。

○会 長：次世代中心ではなく、子ども・子育て支援事業計画を中心ということでした。次世代行動計画の目標や視点は、宇城市独自のものなので、検証の仕方が違っていたとしても、基本理念や目標は引き継げるのではないかと思います。そこを議論するのが一番大事です。計画の全体像を見るために、一枚紙に目標と事業の体系図があるとわかりやすいので、作っていただきたいと思います。比較的この計画は時間的余裕があるようなので、議論を重ねたいと思います。宇城市は出産後の支援が他より手厚い、児童福祉センターなどの子育て支援体制などアピールできるものを理解して、素案の意見を出していただきたいと思います。

#### ④その他

保育の必要性の認定及び利用調整の基準について

保育料について、

事務局資料に基づき説明

- 委員：保育料の決定について、国のなるほどブックで示しているのとは違い、宇城市は18歳未満の児童3人以上養育している家庭の第3子以降の保育料は無料でかわりありませんか。保育料徴収基準額はまだですか。
- 事務局：そうです。
- 委員：入所希望者へ短時間保育については説明しなくてよいのですか。兄弟であっても新年度からは基準適用と書いておかなくてよいですか。
- 事務局：追加したいと思います。
- 委員：在園児でも他園に移ると短時間になるのではないですか。現入所の在園児は卒園まで11時間ですが、他園に行けば新基準になりますね。そのあたりの端的な説明の記載が必要だと思います。あわせて、短時間の基礎時間が希望施設の基準にもなってくると思います。市が完全に統一するのですか。短時間の方は、10分前に登園しても延長保育対象となるため、基礎時間を何時から何時にするか、もう時間がないので答えを出した方がよいと思います。
- 委員：シフトのある仕事の方、保育士もパートなので、短時間の場合、お迎えの問題がありません。
- 事務局：18日に意見をうかがってから検討します。
- 委員：保護者向けに制度の変更の説明会をした方がよいのではないのでしょうか。
- 事務局：今のところ予定はないです。広報やホームページではします。
- 会長：在園児には園ごとにプリントを渡せますが。
- 事務局：申請は市の方に来られますので、担当者に丁寧な説明をさせます。
- 事務局：次回は11月25日火曜日午後3時、場所はいつもの2階です。
- 会長：子ども・子育て支援事業計画は5年間の事業になりますので、宇城市ならではの計画にしていきたいと思います。